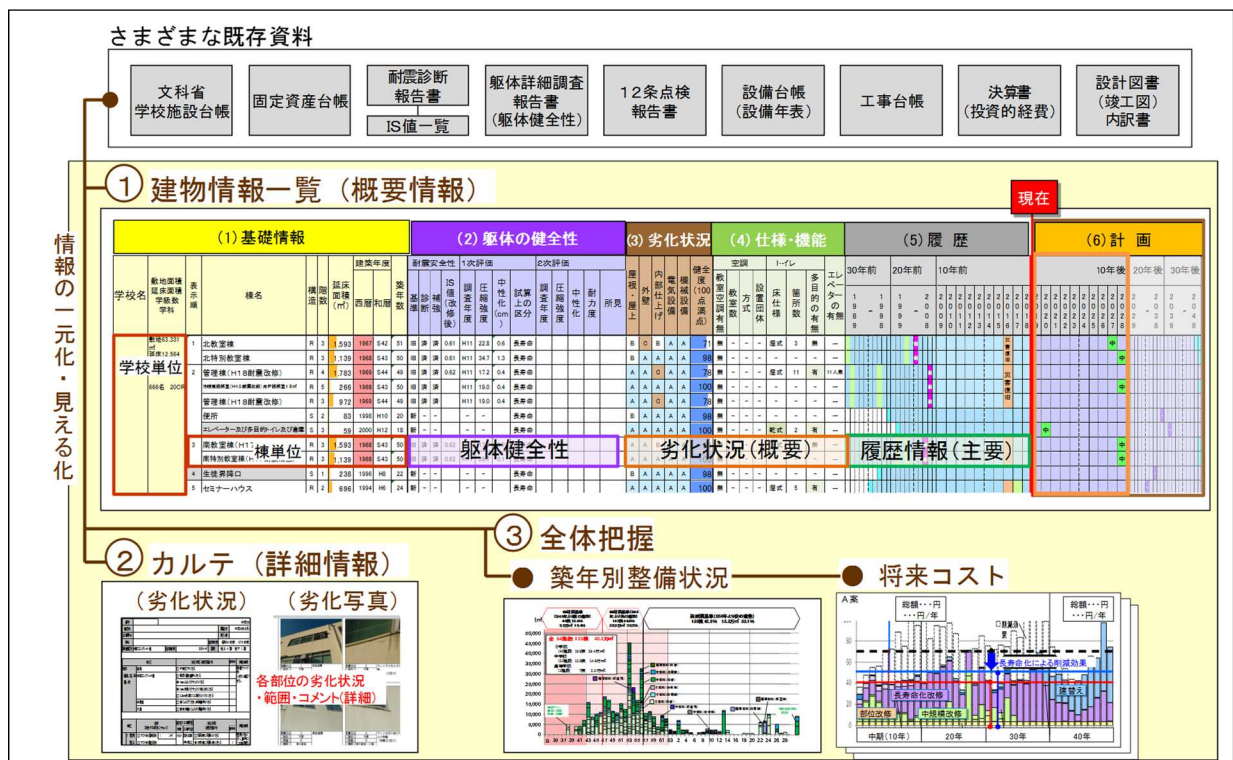


第7章 計画の継続的運用方針

1 情報基盤の整備と活用

現在ある学校施設の維持管理に関するさまざまな情報を、今後は本計画で作成した「建物情報一覧」に蓄積し、本計画の見直しや学校施設全体のマネジメントに活用します。その際、建築基準法12条の定期点検と併せた劣化状況調査を3年に1度確実に実施し、劣化状況評価を見直すとともに、修繕・改修履歴などの情報なども集約することで、常に最新の建物情報を確認することができ、変化に応じた柔軟な対応につなげていきます。

図表 情報の一元化イメージ図



2 推進体制等の整備

本計画は、学校施設を所管する教育委員会が中心となって推進していきますが、本市では、「公共施設白書」「総合管理計画」「再編計画」等を作成し、全庁で公共施設マネジメントを推進しています。そのため、全市的な視点から、他の施設と複合化を検討する場合など、より有効な活用ができるように関連部署と連携・協力して計画を推進します。

3 関連計画との調整

本計画により、学校施設の長寿命化を進めるにあたっては、規模と配置の適正化に関する基本方針や総合管理計画との整合を図るなかで、使用しなくなることが見込まれる学校施設については、計画の先送りや計画から除く等、規模と配置の適正化の進捗を見据えて調整を行うことや、周辺の他の公共施設との複合化を検討するなど、複数の所管部署と連携するとともに、他の関連計画との調整を図りながら進めていきます。

4 フォローアップ

本計画は、現状の学校施設の劣化状況を踏まえ、改修や建替えの優先順位を設定して、標準的な長期の整備費用を算出しました。今後 40 年の長期にわたる取り組みとなるため、規模と配置の適正化の進捗はもちろん、学校教育を取り巻く環境の変化や、児童・生徒数の動向など将来変化を反映して、各期については5年経過時点で見直しを行います。さらに、各期の進捗状況などの検証を行いながら、10年ごとに全体の計画の見直しを図ります。

図表 継続的な見直しイメージ図

